

船橋市特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の規定に基づく特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び告示の例による。

(額の算定等)

第3条 施設型給付費及び地域型保育給付費等の額の算定については、法及び告示の定めによるものとする。

(公立保育所に係る費用の額の算定に関する基準)

第4条 告示第16条に規定する地方公共団体が定める額については、告示第2条及び第3条の規定により算定する額とする。ただし、別表第2に規定するもののうち、基本分単価、副食費徴収免除加算及び冷暖房費加算のみを算定の対象とする。

(1号認定子どもに係る施設型給付費等（地方単独費用部分）)

第5条 法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)及びロ(2)に規定する市町村が定める額については、それぞれ、告示別表第2の額から告示第10条に規定する額を控除して得た額、告示別表第2の額から告示第11条第1項に規定する額を控除して得た額、告示第3条の規定による額から告示第11条第2項に規定する額を控除して得た額、告示第6条各号の規定による額から告示第12条第1項に規定する額を控除して得た額、告示第8条の規定による額から告示第12条第2項に規定する額を控除して得た額とする。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。